

東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の取扱に関し、東浦町有料広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 東浦町中央図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌に広告掲載を希望する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、雑誌を購入し、その雑誌を図書館の雑誌として提供する。

2 図書館は、提供された雑誌の最新号に広告を掲載したカバーを付して雑誌コーナーに配架し、利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を対象とする。

(広告の規格)

第4条 雑誌のカバー表面の広告については、スポンサー名を表示し、縦3センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

2 雑誌のカバー裏面の広告については、当該カバー裏面に収まるサイズのものとし、片面印刷のものを使用する。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、町長が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。

(募集方法)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、広報ひがしうら及び町ホームページで行うものとする。

(申込み)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、町長が指定する雑誌の中から雑誌を選定し、必要な書類を添えて、町長に申し込むものとする。

(覚書の締結)

第8条 雑誌スポンサーは、広告掲載決定の通知を受け取った後、速やかに、覚書（様式第1）により町長と契約を締結しなければならない。

(雑誌の購入費の支払い)

第9条 雑誌の購入費の支払いについては、雑誌スポンサーと雑誌納入業者との間で決めるものとし、町は関与しないものとする。

(広告内容の変更)

第10条 雑誌スポンサーは、広告内容の変更をしたいときは、広告内容の変更申込書（様式第2）により変更の申込みをしなければならない。

(提供の中止)

第11条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止する場合は、雑誌の提供中止申込書(様式第3)により中止の申込みをしなければならない。ただし、広告の掲載期間満了の2月前までに、申込みがない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(提供雑誌の休刊又は廃刊)

第12条 雑誌スポンサーは、雑誌が休刊又は廃刊した場合において、町長と協議の上、別の雑誌に広告を張り替えることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第8条関係）

覚書

東浦町（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱に基づく雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から雑誌「」の提供を受ける。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告をカバーに掲載する。ただし、広告の内容等については事前に甲乙で協議する。

（提供の期間）

第3条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とし、年度の途中からの場合は、甲が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 乙から期間満了の2月前までに、文書による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（広告掲載の責務）

第4条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障する。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決する。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 住 所 東浦町大字緒川字政所 20 番地
名 称 東浦町
代表者 東浦町長 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

様式第2（第10条関係）

広告内容の変更申込書

年 月 日

住所
申込者 名称
代表者氏名

広告内容を変更したいので、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申込みます。

広告の 変更時期	年 月 日（予定）
主な変更点	

備考：新たに掲載しようとする広告の図案及び原稿等を添付してください。

様式第3（第11条関係）

雑誌の提供中止申込書

年 月 日

住所
申込者 名称
代表者氏名

雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を中止したいので、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の規定に基づき、次のとおり申込みます。

提供を中止する雑誌名	雑誌の名称
当初の提供期間	年 月 日から 年3月31日まで
提供を中止する時期または巻号	年 月 日（ 号 ）から中止希望